

浜松市告示第 57-1 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により撤去した自転車等を第 13 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 30 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 8 年 7 月 30 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

(1) 返還時に必要となるもの

ア 費用（自転車 2, 040 円、原動機付自転車 3, 050 円）

イ 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ 自転車等のカギ

エ 印鑑

オ 身分を証明できるもの

(2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

053-458-7671

(3) 保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車 12 台



浜松市告示第 57-2 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 1 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定により撤去した自転車等を、第 1 4 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

- 1 撤去した場所  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 2 撤去した日  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 3 保管する期間  
撤去した日から令和 8 年 7 月 3 0 日
- 4 保管及び返還を行う場所  
浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所
- 5 その他市長が必要があると認める事項
  - (1) 返還時に必要となるもの
    - ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）
    - イ 自転車等のカギ
    - ウ 印鑑
    - エ 身分を証明できるもの
  - (2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号
    - ア 取り扱い日時  
平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
    - イ 電話番号  
0 5 3 - 4 5 8 - 7 6 7 1
  - (3) 保管した自転車等  
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり  
自転車 4 台

